名取市移住支援金支給要綱

(目的)

第1条 移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から市へ 移住する者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範 囲内において移住支援金(以下「支援金」という。)を支給するものとし、 その支給等については、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・ 地方移住支援窓口機能強化事業実施要領(以下「県実施要領」と いう。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援金額)

- 第2条 支援金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。
 - (1) 世帯での移住の場合 1,000,000円
 - (2) 単身での移住の場合 600,000円
 - (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算 1,000,0 00円(18歳未満の世帯員一人につき)

(対象者要件)

- 第3条 支援金の対象となる者は、申請時において、次の第1号から第8号までのいずれの要件にも該当し、世帯の申請をする場合にあっては第9号の要件を満たす者とし、18歳未満の世帯員の加算を申請する場合は第10号の要件を満たす者とする。
 - (1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)に該当すること。
 - (2) 県実施要領第5の1(1)②(ア)及び⑤による申請の場合は、平成31年4月1日以降に市に転入し、支援金の申請時において、市内に住所を有すること。また、県実施要領第5の1(1)②(イ)、③及び④による申請の場合は、令和3年4月1日以降に転入し、支援金の申請時において、市に住所を有すること。
 - (3) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
 - (4) 市に支援金を申請した日(以下「申請日」という。)から5年以上継続して居住する意思を有していること。

- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する 者でないこと。
- (6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) 県実施要領第5の1(1)の②、③、④及び⑤のいずれかに該当すること。なお、県実施要領第5の1(1)④の場合は、市が参加する移住・定住に関する相談会等に相談した実績があり、かつ、転勤、出向等、所属先企業等からの命令による勤務地の変更ではなく、自らの意思で移住した者であること。
- (8) その他市及び宮城県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (9) 世帯の申請をする場合にあたっては、県実施要領第5の1(1)① (エ)に該当すること。
- (10) 18歳未満の世帯員の加算をする場合にあたっては、県実施要領第5の1(1)①(オ)に該当すること。

(支給の申請)

- 第4条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は転入後1年以内に、次の各号に定める書類を、市長に提出しなければならない。
 - (1)全員が提出必須の書類
 - イ) 申請書(様式1-1)
 - ロ) 写真付き本人確認書類
 - ハ)移住元の住民票の除票の写し
 - 二) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
 - (2) 東京 23区 以外 の東京 圏 から東京 23区 への通 勤 者 のみ提 出 が 必要な書類
 - イ) 東京 23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

- (3)東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
- イ) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地、在勤期間を確認で きる書類)
- 口)個人事業等の納税証明書
- (4) 東京 23区 以外の東京 圏から東京 23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類
 - イ) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- 口) 東京 2 3 区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (5) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
 - イ) 移住元で同一世帯であったことが分かる住民票の除票の写し
- (6) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合に必要な書類
 - イ) 移住元で同一世帯であったことが分かる住民票の除票の写し(ただし転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し)
- (7) 就職に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - イ) 就業証明書(移住支援金の申請用)(様式1-2-1)
- (8) テレワークに関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - イ) 就業証明書(移住支援金の申請書用)※テレワーク用(様式1-2-2)
- (9) 移住支援金(起業の場合)申請者のみ提出が必要な書類
 - イ) 起業支援金の交付決定通知書
- (10) 関係人口に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - イ) 移住支援金関係人口申告書(様式1-8)

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請に基づき、支給を決定したときは、 移住支援金交付決定通知書(様式1-3)により、支給しないことを決 定したときは移住支援金不支給決定通知書により、申請者に通知す るものとする。 (支給の方法)

- 第6条 市長は、支援金の全額を一括で支給する。
- 2 支給は原則として、預金口座への振込によるものとする。

(支給の決定の取り消し等)

- 第7条 市長は、第5条の規定により支援金の支給の決定の通知を受けた者が虚りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、支給決定を取り消すとともに、申請者に通知するものとする。 (支援金の返還)
- 第8条 支援金の支給を受けた者が、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するときは支援金の全額を、第5号に該当するときは支援金の半額を、市長が別に指示する方法により返還しなければならない。
 - (1) 虚偽の申請等をした場合。
 - (2) 支援金の申請日から3年未満に宮城県外に転出した場合。
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合。※テレワーク、関係人口は対象外
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合。
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合。
- 2 市長は、前項の規定により支援金を返還しなければならない受給者に対し、様式1-7等により支援金の返還を請求するものとする。

(支援金の返還免除)

- 第9条 市長は、前条の規定により支援金を返還しなければならない受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部の返還を免除することができる。
 - (1) 就業先の企業等が倒産したとき。
 - (2) 精 神 又 は 身 体 に 著 しい 障 害 が 発 生 したとき 。
 - (3) 災害 その他 やむを得ない事由 が生じたことを市長 が認めるとき。
- 2 前項の規定により、支援金の返還免除を希望する者は、移住支援金 返還免除申請書(様式1-4)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び

必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を移住支援金返還免除可否決定通知書(様式1-5)により申請者に通知するものとする。

(住所変更の届出)

第10条 支援金の申請から5年以内に他の市町村へ転出するときは、住所変更の届出(様式1-6)を市長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、支給者に対し、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の名取市移住支援金支給要綱の規定は令和 5年4月1日以後に適用し、同日前の転入者についてはなお、従前の例 による。

附則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。